

障害者施策に関わる現状と課題

1. 障害者施策をめぐる国、県の動向

(1) 国の動き

平成18年4月、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）で分かれていた制度を一元化するとともに、障害のある人の地域生活と就労の促進などを目的とする障害者自立支援法が施行されました。

平成23年の障害者基本法の改正においては

- (1) すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される。
- (2) すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

などの理念、目的が盛り込まれました。

平成25年には、障害者基本法の改正を踏まえ、障害者自立支援法が障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）として施行されました。さらに、平成25年6月には、改正によって加えられた障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました。

また、この間、平成24年10月には、障害者の虐待を発見した場合の通報義務、虐待を受けた人の保護や家族の負担軽減などを定めた障害者虐待防止法が施行され、平成25年6月には精神保健及び精神障害者福祉に関する法律や障害者の雇用の促進に関する法律も一部改正されました。

さらに、平成25年度を初年度とする障害者基本計画が 月に策定されたところです。

(2) 長野県の動き

平成19年3月に「長野県障害者プラン後期計画」を策定し、障害のある方々が自ら選んだ地域で普通に暮らすことを積極的に支援するため、住まいとなるグループホーム等の整備や相談体制の中核をなす障害者総合支援センター等の充実を図ってきました。

その後、障害者の総合的な相談支援体制の整備や西駒郷などの施設から地域への生活移行を積極的に進めてきました。

平成24年3月には、県民一体となって「共生社会」の実現に向けた取組をさらに加速させるため、平成24年度から6年間にわたる長野県の障害者施策の基本となる新たな「長野県障害者プラン2012」を策定しました。

3 . 障害者施策に対する市民意識とニーズ

第二次上田市障害者基本計画に反映させることを目的に、障害者意向調査と関係団体との懇談会を実施しました。

【障害者意向調査の概要】

(1) 調査の目的

計画の策定に向けて、障害者の生活の状況や意見をあらためてうかがい、より実効性のある計画とするための基礎資料を得ることを目的としています。

なお、対象者が18歳未満の場合は、本人の意向を尊重し保護者に回答してもらうこととしております。

(2) 調査の実施概要

各調査の対象者、方法、回収結果等は次のとおりです。

対象者

身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*を所持している方と福祉サービス等を利用している0歳から64歳までの市民530人を障害者台帳等から無作為抽出

調査方法

郵送配布・郵送回収

実施時期

平成25年8月9日(金)から8月26日(月)まで

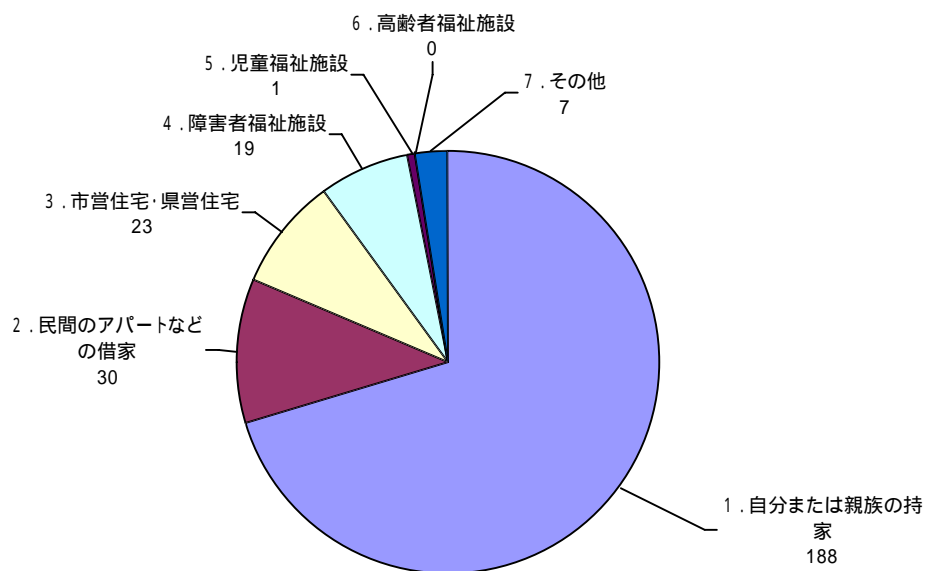
回収率

- ・有効回収数 267票
- ・有効回収率 50.38%

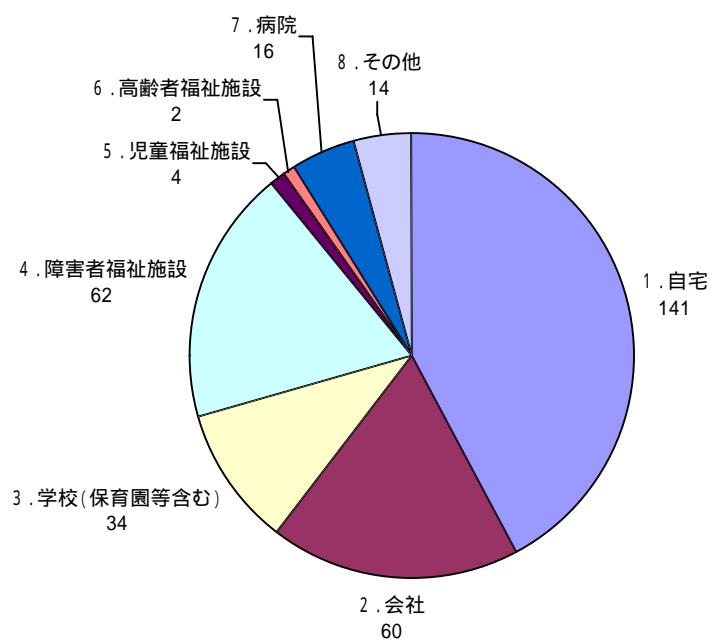
考 察

あなたのことについて

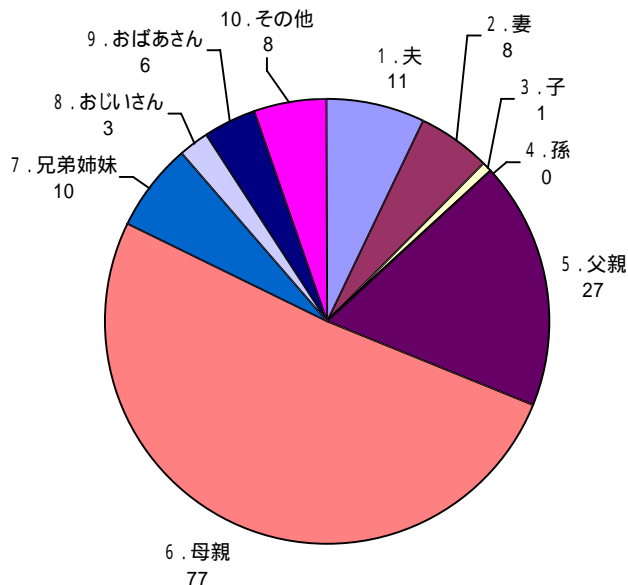
問3 住まいでは、回答者のうち7割が自宅で暮らしています。



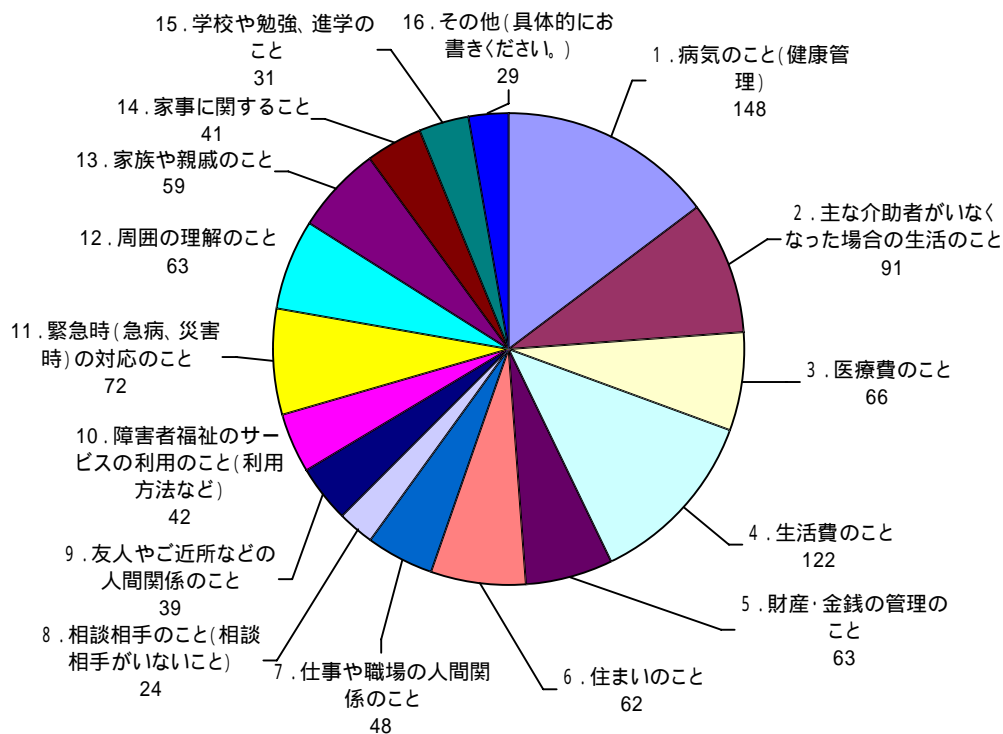
問8 昼間をどこで過ごすかの問いでは、自宅が多数となっています。



問9・問10 介助者に関する問いでは、受けている方のうち6割が母親で、父親を加えた両親と回答した方は8割になります。障害を持つ方の親の負担が垣間見られます。

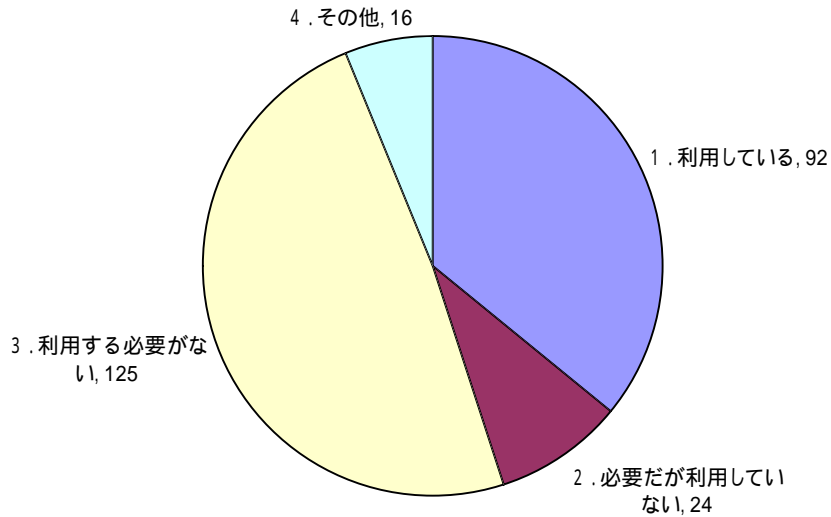


問14 日常生活の中での悩みや不安は、一番が自身の病気（健康管理）、次いで生活費、介助者がなくなった場合の生活のことと続きます。自由記述では、介助者である親の高齢化、親亡き後の生活を不安視する記述もあります。また、就職のことをあげる方もいます。

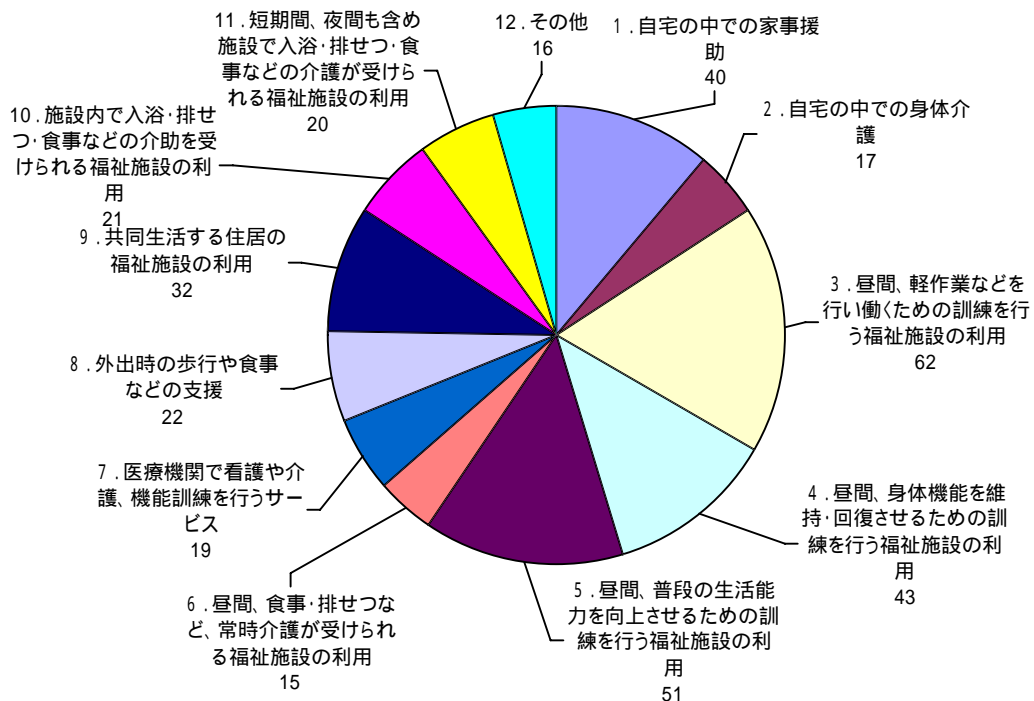


障害福祉サービスについて

問15 障害福祉サービスの利用は、回答者のうち半分以上は利用していない・利用する必要がないとの回答を得ました。



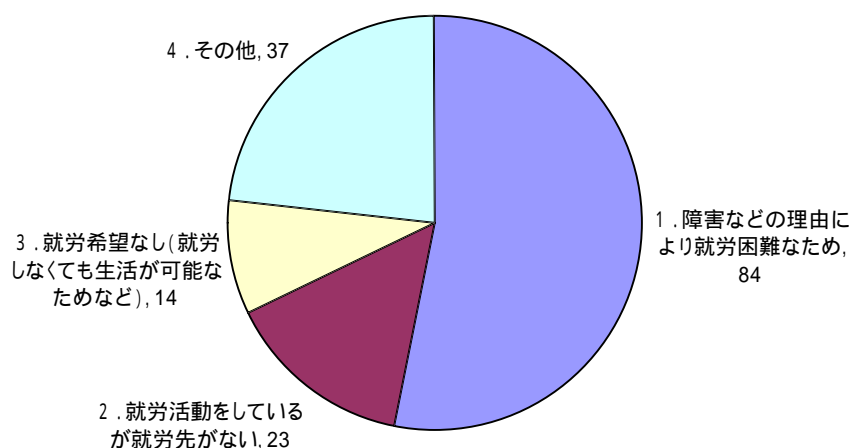
問18 利用したい障害福祉サービスは、働くための訓練、身体機能を維持・回復させるための訓練、生活能力を向上させるための訓練が、家事援助が大半を占めます。



問19 これから充実してほしいと思う障害福祉サービスについての自由記述では、雇用・就労の確保に関する記述や重度心身障害児の利用できる施設、放課後の預かり・一時預かり・ショートステイなどの社会資源の充実を望む記述、交通手段の確保や移送サービスの充実の記述がありました。

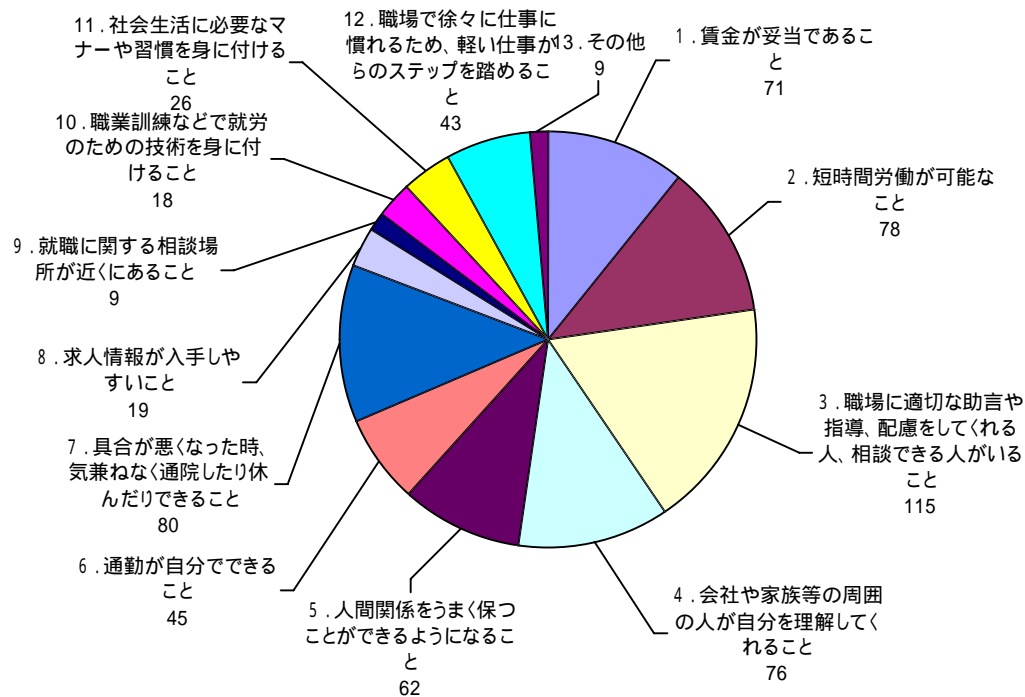
就労について

問20 回答者のうち6割が働いていないとの回答です。その理由としては、自身の障害などの理由による就労困難があげられています。



問23 働くための支援として、もっとも多い回答が、職場内に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人、相談できる人がいることがあげられ、次いで、体調が悪い場合には周りに気兼ねなく通院したり休んだりできること、短時間労働が可能なおこと、障害に対する理解があることがあげられます。精神・知的障害のある方では職場で徐々に仕事になれるため、軽い仕事からのステップを踏めることも多い回答です。

自由記入でも職場内での人間関係や理解者・指導者がいることなどの働きやすい職場環境を望む記述が多いことがあげられます。賃金については、こだわらないとの記述がある反面、賃金の向上を望む記述もあり、生きがいとしての就労と生活の糧としての就労の両面があります。



外出について

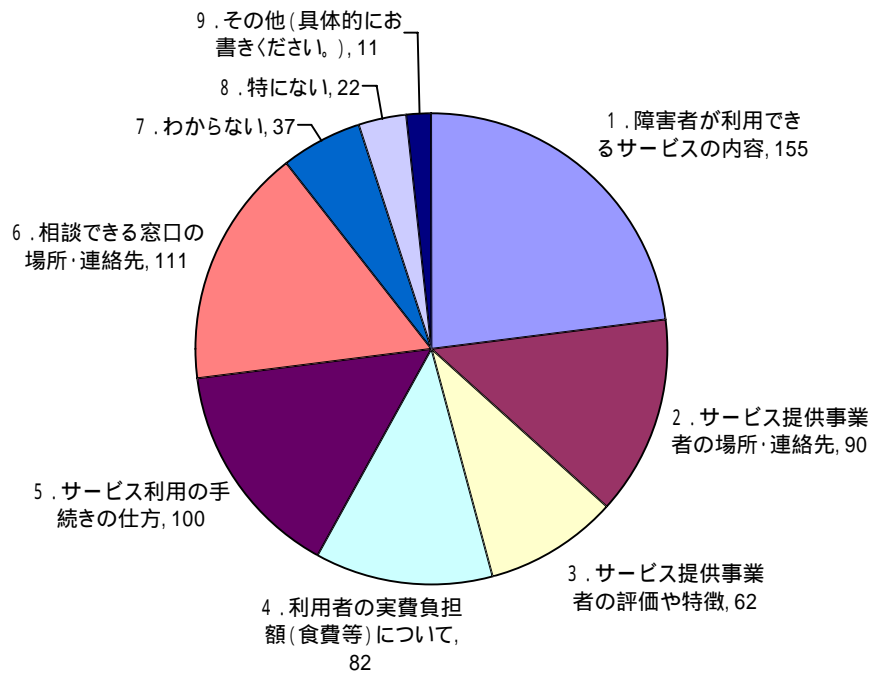
問26・27 外出については、回答者のうち半分は自力でできているようですが、その移動手段の多数は家族や友人が運転する車で、自由記述として、公共交通の充実（バス等の本数の増加やノンステップバスの導入）が多く寄せられています。

また、知的障害者では、介助者による同行や運転が多い回答となっています。さらに、外出先でのトイレ等の心配をする記述もあります。

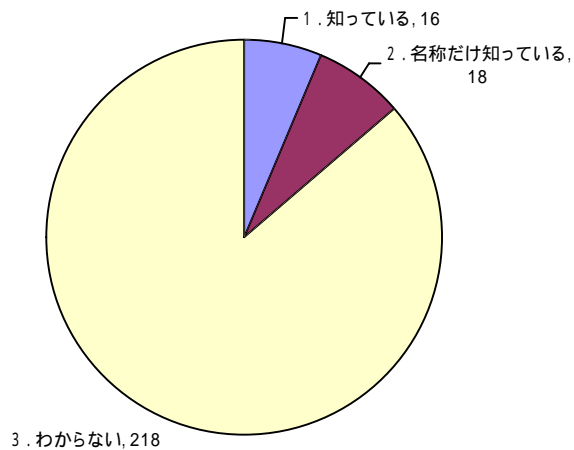
さらに、障害者専用駐車場に健常者が駐車していることの記述もあり、モラルの向上も望まれます。

その他について

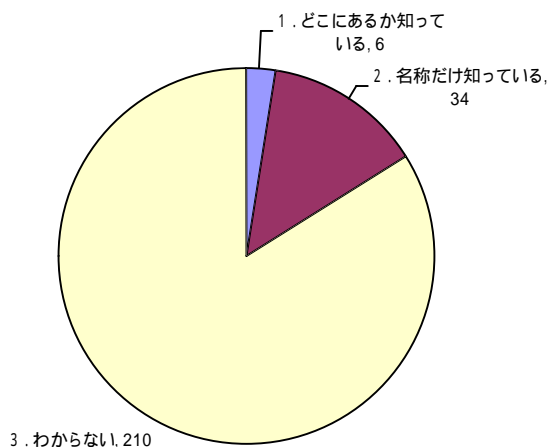
問30・31 障害福祉サービスについての情報源としては、市役所等からの公共施設での情報入手が多く、次いで、家族や友人、知人から情報を得ています。サービスや制度については、その内容や利用するための手続き、利用できる窓口の場所や連絡先などを必要とする回答が多く、利用者の立場にたった情報の提供が望まれます。



問3 2・3 3 平成24年4月に開所した上小圏域成年後見支援センターやその制度についての周知度は、ほとんどの方がわからないの回答となっており、啓発や周知が必要となっています。

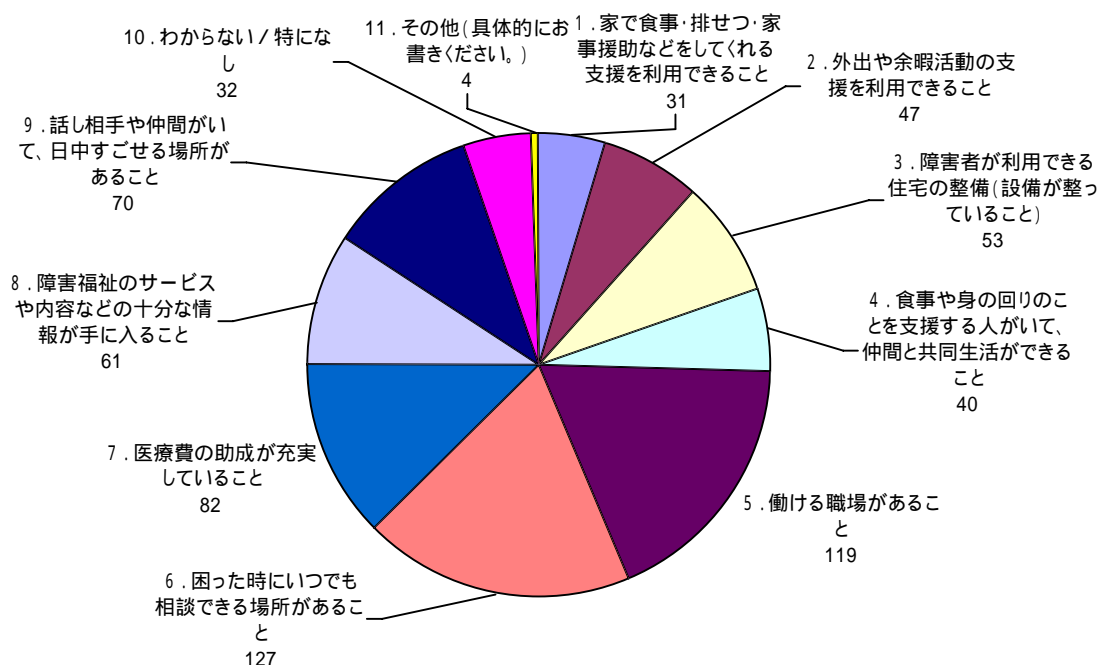


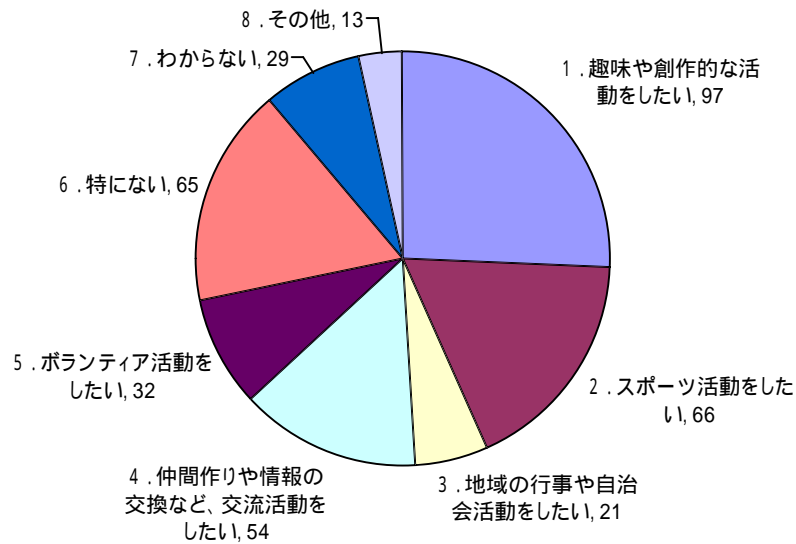
問34・35 障害者虐待を見たり、聞いたり、受けたりした場合にどこに相談したら良いか、「障害者虐待防止センター」という窓口の存在についても、知らない・わからないの回答が多く成年後見制度と同様に啓発、周知が必要です。



将来のことについて

問36・37 将来の生活への希望としては、自宅で家族と暮らしたいとする回答が多く、引き続き住み慣れた地域での暮らしを望んでいます。さらに、そのための支援としては、困ったときに相談できる場所や働ける場所があることが必要と回答があります。また、今後やってみたいと思うことは、趣味や創作活動、スポーツ活動と、障害者の余暇支援も必要となっています。





最後に上田市障害者基本計画への意見・要望について
自由記述

【障害者関係団体等懇談会等】

第二次上田市障害者基本計画の策定にあたり障害者等関係団体との懇談会を開催。また、一般の意見として広報うえだ8月号で計画への意見等を募集しました。

【障害者等団体懇談会】

日 時：平成25年8月26日（月）10時00分から11時45分まで
場 所：ひとまちげんき・健康プラザうえだ 2階 多目的ホール
参加団体：8団体（関係機関3団体） 26人参加

懇談会での意見等：18件

- ・知的障害者への差別的行為や無理解について
- ・災害時のマップづくりの進捗状況について
- ・障害者虐待防止センターの周知について
- ・障害者基本計画への引きこもり問題の位置づけ
- ・就労について（企業への障害理解の研修）
- ・障害者の立場に立った相談支援体制について
- ・介助者への支援について
- ・重度心身障害児・者の移動手段について

- ・ 65歳以上の障害者の福祉サービスについて
- ・ 発達障害児の普通学級での就学について

など

団体より提出された意見：39件（懇談会での重複意見含む）

- ・ 親の高齢化について
- ・ 学校での「発達障害を学ぶ」授業の実施について
- ・ 公共施設のバリアフリー化について
- ・ 災害時の障害児者援護体制の確立
- ・ 個々のニーズに応じたリハビリテーション機能の強化
- ・ 障害者スポーツ指導員の障害理解
- ・ 上田市つむぎの家に関する要望
- ・ 学校支援員の増員と学校ボランティアの待遇改善
- ・ 保育園就園における「障害児枠」を設けること
- ・ 児童デイサービスやレスパイト、ファミリーサポートの利用について
- ・ 学童保育所と児童クラブの受け入れ態勢の充実
- ・ ふれジョブ活動への支援
- ・ 公共施設での障害者への配慮
- ・ 入場料の割引制度を介助者への拡大と精神障害者保健福祉手帳所持者への適用
- ・ 福祉避難所の充実
- ・ 市主催の発達障害者サポーター養成事業の開催
- ・ タブレット型携帯情報端末を活用した学習・生活支援

など

【広報うえだにより募集】

広報うえだ8月1日号に掲載

募集期間：平成25年8月1日（木）から8月30日（金）まで

応募方法：郵送、FAX、電子メール等

提出された意見：3件

- ・ 重症心身障害児者等に対する支援体制の強化
- ・ 関節リウマチ患者への支援
- ・ 上田市の放課後児童施設における、障害児受け入れ等に関する課題の報告

4．上田市の課題

障害に対する理解の促進

障害のある人とない人が分け隔てられることのない社会をつくっていく上で、障害と障害のある人について、個人や社会がいっそうの理解を深めていかなければなりません。

障害者団体との懇談会やアンケートにおいても、障害に対する周囲の無理解により辛い思いをした本人や家族の話、就労の場での障害の理解や配慮を求める意見が多くあげられています。特に精神障害や内部障害等については、外見だけでは判断できないことから、誤解を招く場合があります。

障害に対する意識啓発を促すとともに幼少期からの福祉教育による、障害に対する正しい理解が必要です。

さらに、アンケートの結果からは、平成24年4月に開所した上小圏域成年後見支援センターや平成24年10月に設置した障害者虐待防止センターなどの窓口、またこれらの制度等について知っている方が少なく、普及・啓発面での施策の展開が重要です。

障害者とその介護者の高齢化

急激な少子高齢化の進展は障害者とその介助者にとっても大きな問題です。

身体障害者手帳の所持者の7割以上が65歳以上の方であり、アンケート調査より介助者の半数が60歳以上となっています。また、日常生活の中で、本人の健康管理と介助者がいなくなった場合の生活の不安が多く回答されています。

障害の特性や年齢といった個々の状況に応じた多様な成果の場の確保や住み慣れた地域で暮らすための支援の充実、医療・介護等との連携がますます重要と考えられます。

さらに、障害者本人の健康管理として、若いうちから生活習慣の見直しなどを通じ積極的に健康を増進し、疾病の「予防」に重点を置いた対策の推進が急務となっています。

雇用・就労支援の充実

障害のある方の就労意欲が高まっている中で、就労による障害のある方の社会参加を実現し、障害のある方が地域社会で、自立し、いきいきと暮らせるように雇用・就労支援の一層の充実を図ることが必要です。

障害を理由として就労が困難な方については、雇用の分野においても、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止すること、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮）を講ずる必要があります。

また、障害者が働き続けるためには、障害を理解し指導・相談ができる人の存在、障害に応じた多様な就労環境が必要です。

さらに、障害者本人の働く意欲の充実のため、賃金の向上に向けた施策の充実も必要です。

教育・育成体制の整備

障害のある児童生徒に対しては、早期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へつなげていく必要があります。

また、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を養うため、一人ひとりの障害の状態に応じてきめ細かな教育が必要です。

さらに、小・中学校の通常の学級にも障害のある児童生徒が在籍しており、全児童生徒のうち6.5%の割合で在籍していることが指摘されています。(平成25年版 障害者白書より)

学童保育や児童クラブなどの放課後児童施設においては、障害を持つ児童生徒の受け入れが可能な状況ではありますが、障害特性に応じた施設の整備や体制の充実が必要な状況です。

また、放課後や学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う「放課後等サービス」を行う事業所の不足は否めないところがあり、上小圏域全体の課題であります。